

## 長岡市障害者自立支援協議会開催要領

### (目的)

第1 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し、定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託業者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

### (組織)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関担当者
- (4) 障害者（障害者団体関係者を含む。）
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第7 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課で処理する。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。